

誓 約 書

年 月 日

日本郵便株式会社
本社契約責任者
代理人 林田 博之 殿

所在地

会社名

代表者

印

I 反社会的勢力との関係がないことを示す誓約

- 1 当社は、「日本郵便株式会社 宝塚郵便局で使用する電気」を提供するに当たり、現在、次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを誓約いたします。
 - (1) 暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなったときから5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下「暴力団等」という。）であること。
 - (2) 暴力団等が経営を支配していると認められる関係を有すること。
 - (3) 暴力団等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること。
 - (4) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団等を利用していると認められる関係を有すること。
 - (5) 暴力団等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること。
 - (6) 暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有すること。
- 2 当社は、自ら又は第三者を利用して次の各号の一にでも該当する行為を行わないことを誓約いたします。
 - (1) 貴社に対する暴力的な要求行為
 - (2) 貴社に対する法的な責任を超えた不当な要求行為
 - (3) 風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて貴社の信用を毀損し、又は貴社の業務を妨害する行為
 - (4) その他前各号に準ずる行為

II 財務状況等に関する誓約

- 1 当社は、次の各号に該当しないことを誓約いたします。
 - (1) 当該契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者。ただし、制限行為能力者であって、契約締結のために必要な同意を得ている者を除く。
 - (2) 破産法（平成16年法律第75号）に基づき破産手続開始の申立てをし、若しくはされた者、会社更生法（平成14年法律154号）若しくは金融機関等の更生手続の特例等に関する法律（平成8年法律第95号）に基づき更生手続開始の申立てをし、若しくはされた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てをし、若しくはされた者。ただし、更生手続又は再生手続の終結の決定がされた者を除く。
- 2 当社の財務状況は健全であり、契約締結後は、契約書及び仕様書に基づき受託業務を確実に履行することを誓約いたします。